

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(警察庁)

事業名	都道府県警察費補助金		担当部局庁	長官官房	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	会計課	会計課長 藤山 雄治		
会計区分	一般会計		施策名	複数施策(1～7)			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	警察法第37条第3項 警察法施行令第3条第1項		関係する計画、 通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に、3行程度以内)	警察事務は国家的性格と地方的性格を共に有することから、国としての治安責任を応分に負担し、また、全国的な治安の均質性を維持するとの考え方にに基づき、一般の捜査活動等に要する経費を補助しているものである。						
事業概要 (5行程度以内、別添可)	都道府県の支弁する経費のうち、災害警備活動に使用する車両の燃料費、警察官に貸与する装備品の購入費等を補助(一般行政費補助金(10分の5))する。また、災害警備活動に従事する機動隊員の超過勤務手当について補助(機動隊超過勤務手当補助金(10分の10))する。						
実施方法	直接実施	業務委託等	補助	貸付	その他		
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
		2,497	-	7,633	10,130		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
	(成果目標) 国としての治安責任を果たすため、都道府県に要する経費の応分の負担 (成果指標) 都道府県警察費補助金の執行額	百万円	23年度	(年度)	都道府県警察費補助金の執行額	百万円	(10,130) 7,633
単位当たりコスト	(23年度1次補正 2,496,938千円/年) 7,632,672千円/年		算出根拠	事業総額			
事業所管部局による点検							
項 目			内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			本事業は被災地における機動隊の災害警備活動に要する経費等であり、被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組として実施するものであることから、基本方針の内容と合致するものである。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			本事業は被災地における機動隊の災害警備活動に要する経費等であり、被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組として、優先度が高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			本事業は、被災地における機動隊の災害警備活動に要する経費等であり、国が応分の負担をすることにより、国としての治安責任を果たすという効果がある。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			本事業による補助金は、都道府県警察における災害警備活動の実情に応じて交付されるものであり、効率的である。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			警察法の規定に基づき、都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費について、国が治安責任を果たすため応分の負担をしているものであり、明確に役割分担がなされている。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			都道府県警察の災害警備活動の実情に応じて交付決定手続がなされるものである。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			都道府県からの交付申請に基づき、迅速な着手・執行が可能である。				

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円 /)」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。

都道府県警察に要する経費

地方(都道府県警察)の予算

国(警察庁)の予算

税込、手数料など

地方交付税交付金

地方一般財源

都道府県警察予算

地方単独経費

補助対象経費

国庫支弁経費

人件費、被服費等
職員設置費、etc

国と地方が共に治安責任を
分かち合うために必要

(例)
・防犯活動、交通指導
取締り、犯罪捜査活動
等の警察活動に要す
る経費、警察署等の
施設整備に要する経
費等

都道府県警察に要する経費

国の機関に要する経費

国の公安に係る犯罪捜査に要
する経費、警察教養・警察通信
施設、機動隊施設、警察用車
両、統計業務・鑑識業務に係る
経費等

全国的な統一性、斉一性、均質性
を担保すべきもの。

警察費補助金について

【現行制度の目的】

警察事務は、国家的性格と地方的性格を有することから、国が応分の治安責任を負担
都道府県の財政状況の影響を受けることなく、一定水準の警察活動を確保

都道府県警察費補助金

国庫支弁経費及び地方単独経費以外の経費(一般行政経費)

予算の範囲内において、国が経費の一定額を補助

【概要】

一般行政費補助金

都道府県警察職員の人件費、被服費等以外のもの: 所要額の5 / 10

機動隊超過勤務手当補助金

大規模な災害における救出・救助活動等のための出動に係る機動隊等の超過勤務手当: 所要額の10 / 10

首都警察特別補助金

政府・外国要人の警護等、首都警察としての活動に従事する警視庁の警察官の超過勤務手当: 所要額の一部(定額)

都道府県警察施設整備費補助金

国庫支弁経費及び地方単独経費以外の経費(施設費)

予算の範囲内において、国が経費の一定額を補助

【概要】

都道府県警察施設整備費補助金(警察施設)

警察本部、警察署等の警察施設の整備に要する経費: 所要額の5 / 10

都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)

信号機、道路標識等の交通安全施設の整備に要する経費: 所要額の5 / 10

【配分基準】

都道府県警察の警察官数、警察署数、犯罪の発生件数その他の事項を基準として所要額を算出し、原則としてその10分の5に相当する額を補助。(警察法施行令第3条第2項)